

【コロナ感染予防対策に関する5月8日以降の主な留意点・変更点等について】

佐倉市立西志津小学校

※すでにお知らせいたしました内容と重複する事項もありますが、改めて確認をお願いいたします。

1 通常の学校生活について

- (1) マスクの脱着を強要することはありません。
- (2) 健康観察カードの提出は行いません。
- (3) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、ご自宅で休養してください。ただし、その症状がアレルギーによるもの等、感染症以外の要因であることが明らかな場合は、その限りではありません。
- (4) 発熱や咽頭痛、咳等で学校を休む場合は、出席停止ではなく病欠欠席となります。
- (5) 登校後、発熱などの症状がみられる場合には、お迎えに来ていただき、症状が治まるまでは自宅で休養してください。
- (6) 手洗い、咳エチケットを引き続き指導してまいります。
- (7) 給食時の黙食の指導は行いません。食事は、同一方向を向いてとります。
- (8) 地域や本校での感染が拡大する傾向にある場合は、マスクの着用を推奨することもあり得ますが、強制するものではありません。

2 新型コロナウイルスに感染した場合の措置

- (1) インフルエンザと同様、出席停止となります。
- (2) 「濃厚接触者」の特定は行いません。従いまして、家族が陽性者になられても、本人に症状が無ければ、登校は可能です。
- (3) 「感染が不安なので休ませたい」場合、合理的な理由（例：家族に高齢者や基礎疾患がある方がいる等）により、校長判断で「出席停止」とすることも可能です。
- (4) 出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- (5) 出席停止期間を経て登校する場合、『インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症』における療養報告書（医師による証明は必要ありません。保護者による記入になります。）を学校へ提出してください。
- (6) 『インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症』における療養報告書についても、添付しましたのでご確認ください。必要な場合は、本校ホームページからダウンロードしてください。紙媒体でもお渡しできます。その際は、ご連絡ください。

別紙2—1 (表面)

令和 年 月 日

出席停止について

保護者様

佐倉市立 学校
校長

1 出席停止者 _____ 年 組 氏名

2 病 名 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症（以下インフルエンザ等とする）は、学校においても流行が見られる感染症です。そのため、学校保健安全法施行規則第19条により、出席停止期間が決められております。インフルエンザ等と診断を受けた場合、充分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症」における療養報告書に療養経過を記入し、学校へ提出をお願いします。なお、出席停止期間は欠席とはなりません。

《インフルエンザ出席停止期間の基準》

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

《新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準》

発症した後5日を経過し、解熱し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

- *裏面「出席停止期間の教え方」をご確認の上、出席停止期間中はご家庭で療養してください。
- *登校を再開されても、学校で症状が見られた場合は、再度受診をお願いする場合があります。

きりとりせん

佐倉市立 学校長様

「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症」における療養報告書

_____ 年 組 児童生徒氏名

「インフルエンザ（A型・B型・未判定）」、「新型コロナウイルス感染症」との診断を受け療養中のところ、下記経過のとおり、出席停止期間の基準を全て満たす状態に回復したことを報告します。
よって、_____ 月 _____ 日より登校します。

記

1 発症した日（発熱した日） _____ 月 _____ 日

2 解熱した日（平熱に戻った日） _____ 月 _____ 日

3 受診した医療機関名： _____

上記のとおり相違ありません。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印

別紙2-1 (裏面)

<インフルエンザ>

出席停止期間の数え方(例) (解熱後の日数は、小学生以上は2日、幼児は3日を経過するまで。)

水 1	木 2	金 3	土 4	日 5	月 6	火 7	水 8	木 9
● 発症	①	②	③	④	⑤	○ 登校可能		
			解熱	①	②	○ 登校可能		
					解熱	①	②	○ 登校可能

*発症した日、解熱した日の翌日を1日目と数えます。

【水曜日に発症した場合】

- ・水曜日を0日目と数えます。
- ・土曜日までに解熱すれば、月曜日まで出席停止で、火曜日より登校できます。
- ・月曜日に解熱した場合は、木曜日から登校できます。

*一旦解熱した後も再度発熱することがあるので、登校するまで毎日検温してください。
 *発熱が続く、咳が長引くなど上記に当てはまらない経過の場合は、再度医療機関を受診してください。

<新型コロナウイルス感染症>

水 1	木 2	金 3	土 4	日 5	月 6	火 7	水 8
● 発症	①	②	③	④	⑤	○ 登校可能	
			解熱し、かつ、 症状が軽快	①	○ 登校可能		
				解熱し、かつ、 症状が軽快	①	○ 登校可能	

*発症した日、解熱した日の翌日を1日目と数えます。

【水曜日に発症した場合】

- ・水曜日を0日目と数えます。
- ・日曜日までに解熱し、かつ症状が軽快すれば、月曜日まで出席停止で、火曜日より登校できます。
- ・月曜日に解熱し、かつ症状が軽快した場合は、水曜日から登校できます。